

「紀伊山地及び周辺地域エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務委託仕様書

1. 事業概要

(1) 事業名

「紀伊山地及び周辺地域エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国におけるマーケティング業務（以下「本業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

(3) 委託費の上限額

101,850千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議会員である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和5年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能な「紀伊半島」を目指している。

本業務は、紀伊半島への需要創出のために、マスタープランで定めたKPI達成を目指し、ターゲット国（英・仏・米・豪国）における高付加価値旅行者を顧客とする旅行会社やメディア等へのセールス活動を効果的に実施し、紀伊半島の認知・販路拡大、誘客促進、およびその実態把握を目的としている。

なお本業務は、同モデル観光地に選定されている伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩エリア」という。）と連携し、紀伊半島一体で取組むものである。

2. 事業内容

上記の目的及び「(別添) 紀伊山地とその周辺エリアマスタープラン (2025年1月更新)」で定めた方針、ターゲット、KPIを踏まえ、以下の業務を行うこと。

なお、業務推進にあたっては、紀伊山地及び周辺地域（以下、「紀伊山地エリア」という。）がコアゾーンと定める【1】高野山 【2】熊野／那智勝浦※東紀州含む 【3】明日香／橿原／桜井 【4】吉野／十津川／天川 【5】伊勢志摩（連携モデル地域）を中心とした認知・販路拡大として取り組むこと。

(1) コネクション構築のためのセールス活動

① 旅行業界向けセールス活動

- (ア) 英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者を顧客に持つツアーオペレーターや OTA 等に対し、以下の KPI を達成できるセールス活動を実施すること。
 - ・営業セールス数：4 市場 84 者程度
 - ・旅行エージェントの FAM トリップ招請数：4 市場 計 18 社（者）程度
 - ・商品造成数：合計 18 商品
- (イ) FAM トリップの実施にかかる企画および調整を実施し、招請者へアンケートを実施すること。
- (ウ) セールス活動全般において、各市場のマーケティング状況に応じた実施内容の変更や「②メディア向けセールス活動」との活動規模、FAM トリップ招請者数の調整を当財団に提案の上、行うこと。
- (エ) その他、有益な活動を提案すること。

② メディア向けセールス活動

- (ア) 英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者を読者に持つメディア等に対し、以下の KPI を達成できるセールス活動を実施すること。
 - ・営業セールス数：紀伊山地エリア 4 市場計 84 者程度
伊勢志摩エリア 4 市場計 48 者程度
 - ・メディアの FAM トリップ招請数：紀伊山地エリア 4 市場 計 18 社（者）程度
伊勢志摩エリア 計 6 社（者）程度
 - ・メディア露出数：紀伊山地エリア 4 市場 56 記事程度
伊勢志摩エリア 4 市場 28 記事程度
- (イ) FAM トリップの実施にかかる企画および調整を実施し、招請者へアンケートを実施すること。
- (ウ) メディアの露出状況について調査を実施し報告書として提出すること。
- (エ) 英・仏・米・豪国における紀伊半島の認知度を継続的に観測することを目的とした認知度調査を実施すること（1回）。なお、サンプル数は各国 200 以上とする。
- (オ) セールス活動全般において、各市場のマーケティング状況に応じた実施内容の変更や「①旅行業界向けセールス活動」との活動規模、FAM トリップ招請者数の調整を当財団に提案の上、行うこと。

③ 活動状況報告、及び実績レポートの提出

- (ア) ①、②の業務過程において、適宜当財団と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施し、市場の動向やトレンド等を共有すること。尚、ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。
- (イ) 四半期毎に活動実績レポートを提出すること。（様式任意）
レポートには、①、②の業務の活動状況及び掲載記事を記載すること。

なお、実績レポートは、紀伊山地エリア、伊勢志摩エリアについて、それぞれ作成すること。

(1) にかかる事業費は、76,850千円（消費税及び地方消費税を含む）を想定すること
※内18,000千円（消費税及び地方消費税を含む）は、「②メディア向けセールス活動」のうち、伊勢志摩エリアを対象とした（ア）（イ）（ウ）を想定すること。

(2) セールスツール整備

- (ア) 紀伊半島のWEBサイト (<https://visit-kii.com>) に、日本語ページを追加すること。
- (イ) 英語、仏語サイトにおいて、コンテンツ情報（60コンテンツ程度）を登録すること。
- (ウ) 紀伊半島のWEBサイトのアクセス状況を報告書として提出すること。（WEBサイト全体のアクセス状況（PV数、ユーザー数）、ページ別のアクセス状況、ユーザー属性、ユーザーの流入経路など）
- (エ) 紀伊半島のブランドブックのリニューアルと印刷（300冊程度）を行うこと。
リニューアルにより増えるページは10ページ程度を想定する。

(2) にかかる事業費は、7,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を想定すること

(3) 旅行商品造成に向けた施策の実施

- (ア) 「(1) コネクション構築のためのセールス活動」を通して表出したニーズを汲み取ったうえで、それらのニーズに対応しうる海外旅行会社とともに、紀伊半島への宿泊・周遊を含んだ旅行商品造成・販売を促すプロモーションを企画、実施すること。（各市場1本以上）
- (イ) その他、各国の旅行会社が紀伊半島旅行関連商品をオンライン上で手配可能な仕組みを提案すること。
- (ウ) 実施にあたり適宜当財団と情報交換、活動状況の報告ミーティングを実施し、進捗や課題等を共有すること。なお、ミーティングの方法はオンライン、オフラインのいずれでも可能とする。

(3) にかかる事業費は、18,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を想定すること

3. 管理体制

受託者は本業務がトラブルなく円滑に実施できるよう十分な体制を講じること。また、業務については双方適宜協議のうえ進めること。

4. 財産・著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は当財団に属するものとする。成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、当財団は、本業務の成果品等を利用するため

に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

また、原則、本業務によって取得した情報資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

5. 報告書

本業務完了後、速やかに成果品を電子媒体（PDF 等）で、1 部提出すること。

（ア）2.（1）（2）（3）の全営業活動に関する報告書（コネクション構築を図った旅行会社やメディア等のリストを含む。）

※報告書は、紀伊山地エリア、伊勢志摩エリアについてそれぞれ作成すること。

（イ）その他当財団が必要としたデータ、書類

6. 検収

本業務受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。当財団は納入日から5営業日以内に納品物の検収を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

7. 個人情報の保護

本業務受託者は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）を守らなければならない。

8. 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には協議の上決定することとする。